

○高松市創造支援センター条例

平成24年6月29日

条例第66号

高松市創造支援センター条例

(設置)

第1条 創造性に富む発想又は独自性のある技術を活用して新たに事業を営もうとする者等を支援することにより、特色ある事業の創出及び地域産業の振興に寄与するため、高松市創造支援センター（以下「センター」という。）を高松市番町一丁目5番1号に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創造支援室を事務所その他の活動拠点として利用に供すること。
- (2) 創造支援室を使用する者に対し、創業及び事業の経営に関する相談、情報提供その他の支援を行うこと。
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第3条 創造支援室を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(使用許可を受けることができる者の資格)

第4条 前条の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 創造性に富む発想又は独自性のある技術を活用し、本市の産業振興に寄与すると認められる事業を新たに営もうとする者又は当該事業を開始してから5年を経過していない者であること。
- (2) 創造支援室の使用期間満了後、本市の区域内において、引き続き前号の事業を行う意思を有する者であること。
- (3) 第7条各号に該当しない者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たす者であること。

(公募)

第5条 市長は、規則で定める事項を公表し、創造支援室を使用しようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上必要があると認めるときは、同項の規定による公募をしないことができる。

3 市長は、創造支援室の使用の申込みをした者のうちから、第15条に規定する高松市創造支援センター使用審査委員会の審査を経て、創造支援室の使用予定者を決定するものとする。

(許可の手続)

第6条 前条の規定により創造支援室の使用予定者として決定された者は、市長が定める期日までに使用許可の申請手続を行い、使用許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請手続をした者が第4条の資格要件を満たしていると認めるときは、使用許可をするものとする。

3 創造支援室の使用を許可する期間は、3年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

4 市長は、創造支援室の管理上必要と認めるときは、使用許可に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命じることができる。

(1) センター内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他センターの管理上支障があると認められる者

(使用許可の取消し、使用の停止等)

第8条 市長は、使用許可をした後において、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 使用料を3月以上滞納したとき。

(5) 正当な理由によらないで1月以上センターを使用しないとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、当月分をその月の前月の末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）ま

でに納付しなければならない。ただし、月の途中で創造支援室の使用を開始する場合におけるその月分の使用料は、当該使用を開始する日の前日までに納付しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用者の費用負担)

第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 設備、備品等の設置及び撤去に要する費用
- (2) 創造支援室に係る電気、電話及び電気通信回線の使用料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

(地位の承継)

第12条 相続、法人の合併又は分割その他の理由により使用者の事業を承継する者は、当該使用者の創造支援室の使用権を承継することができる。

2 前項の規定により創造支援室の使用権を承継しようとする者は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、相続その他の承継の理由が生じた日から使用者であったものとみなす。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

第8条の規定による使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(高松市創造支援センター使用審査委員会)

第15条 市長の諮問に応じ、第5条第3項の規定による創造支援室の使用予定者の決定に係る審査を行うため、高松市創造支援センター使用審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(1) 第3条後段の規定による変更の許可をしようとするとき。

(2) 第6条第3項ただし書の規定による延長の許可をしようとするとき。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者及び経済団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条、第15条及び別表並びに次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年高松市規則第82号により、平成24年10月1日から施行)

(平成24年高松市規則第71号により、平成24年8月1日から施行)

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年12月25日条例第77号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市創造支援センター条例の規定にかかわらず、平成25年9月30日までに創造支援室の使用許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き当該創造支援室を使用している者に係る当該使用許可を受けた期間における使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第37号)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月27日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日までに創造支援室の使用許可を受けて使用し、この条例の施行の日前から同日以後引き続き当該創造支援室を使用している者（改正前の高松市創造支援センター条例第6条第3項ただし書の規定により使用許可が延長されている者を除く。）に限り、当該使用許可を受けた期間（令和6年12月までの期間を限度とする。）については、改正前の別表の規定を適用する。

別表（第9条関係）

（令5条例39・一部改正）

区分	使用料
創造支援室1 創造支援室2	1室につき1月 25,270円
創造支援室3 創造支援室4 創造支援室5 創造支援室6	1室につき1月 6,970円

備考 創造支援室の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算によるものとし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。